

平成24年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成24年9月25日(火)午後2時00分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番 大野木 奥 治	2番 茅 野 理
3番 根 本 勇	4番 田 口 重 幸
5番 森 正 昭	6番 印 南 宏
7番 三 須 清 一	8番 甲 斐 俊 光
9番 齐 藤 隆	10番 染 谷 智一郎
11番 新 堀 政 夫	12番 阿 曾 敏 夫
13番 渡 辺 陽一郎	15番 増 田 忠 夫
17番 須 藤 喜一郎	18番 小 池 良 雄
19番 高 田 勝 禧	

4. 欠席委員

14番 渡 邊 光 雄

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	落 合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第3号 農地法の許可を要しない土地の証明願いについて

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

議長 厳しい暑さもようやく過ぎやすい季節となりました。そんな中、委員さん方には今日は出席ご苦労さまです。それでは開会します。

ただ今から平成 24 年第 9 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 17 名であり、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

15 番 増田忠夫委員

17 番 須藤喜一郎委員

よろしくをお願いします。

次に、本日の書記には事務局職員の落合農地係長を指名いたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をご覧いただきたいと思います。

本日ご審議いただく案件は、3 議案についてご審議いただきたいと思います。具体的には、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請」が 2 件です。議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」の再設定が 1 件及び議案第 3 号「農地法の許可を要しない土地の証明願い」の 1 件です。

次に、報告事項といたしましては、報告第 1 号及び第 2 号の「農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について」の 2 項目についてご報告させていただきます。

以上でございます。

議長 事務局からの議案説明については以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第 1 号について、渡辺調査会長より調査結果について報告をお願いします。

渡辺陽一郎調査会長 こんにちは。秋の収穫シーズンのお忙しい中お疲れさまです。私事なんですけど、二日ぐらい前からちょっとのどの調子が悪いんで、聞きにくいところがありましたら遠慮なく言ってください。もう一度でも何度でも説明し直しますのでよろしくをお願いします。

(発言あり) 十分聞こえますよ。

渡辺陽一郎調査会長 あ、そうですか。

それでは議案第1号について報告いたします。議案書は1ページ、議案資料は1ページから8ページになります。

2件の申請地は相島地先の田で、許可申請面積は整理番号1が3,083m²、整理番号2が2,008m²でございます。整理番号1と2の譲受人は同じ人で、現在、自作地1万9,064m²の農地を耕作しておりますが、農業規模の拡大を図るために申請地を売買により取得するものであります。売買価格は、整理番号1及び2が1m²当たり約400円でございます。

また、申請地を確認し、内容を調査したところ、下限面積を含め、周辺の農地の影響はないと思います。よって、第2調査会では農地法第3条第2項の各号に該当しないため、全員一致をもって許可要件すべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 内容については、先ほどの結果については何も言うことはありませんが、議案資料の7ページ、8ページですか、ここに構図の写しとかたちで柏の登記官からこの構図の写しとしてここに証明してあるところに、これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面であるということで、ここに〇〇さんからの証明の書式が載っておりますが、この図面はちょっと500分の1の私も縮尺であてがって見たところ、これ合っていないんだけど、どうなんですか。事務局これ、500分の1で間違いはないですか。

議長 それでは事務局、教えてください。

事務局 はい、お答えいたします。これは資料をコピーで縮小とかたちですから、その縮尺まではちょっと。

阿曾敏夫委員 いや、本来だったらね、この500分の1をこれに縮小したというときに

は、これではなくて、登記官の証明が。これはだって違うでしょう。500分の1として公証力ある図面として私は見たから、縮尺をあてがって見たところちょっと500分の1にはなっていないなと思ってね。それで現実に基盤整備やるとこれ、まあ長辺が100mという、これ何m、縮尺これ幾ら。ちょっと合っていないなと思ったからね。それで今、言ったように、これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面であるという公文書でしよ、これ。登記所から出された証明が、それをさらに縮尺してまたこういう会議に提出するということは、事務局、どういうふうに扱うんですか、これ。

阿曾敏夫委員 うん。どこまでもこれ500分の1を出すべきでしょう。

議長 それじゃあ事務局。

事務局 正確性をちょっと欠いておりますけども、あくまでも参考資料としてご覧いただければありがたいと思うんですけども。阿曾委員も大体土地改良区のことお詳しいですから、この100mで施工して、あと間口が20mなのか30mなのか。それで大体3反になる、3,000m²になる、2,000m²になるということでご理解いただきとうございます。

以上でございます。

阿曾敏夫委員 いや、実はね、こういう書類が出されているというと、いや、布佐の竹内神社の問題でもやっぱりこういう問題で、何も知らないところで裁判だの何だのなったときにこれが公証力として通用するかしないかという問題になるからね、やはり500分の1の図面を添付すべきだと思いますけど。申請者は500分の1で来ているんでしょう。それをあえてここで変造することはないと思いますよ。

議長 事務局、資料として提示してありますか。それには正規の。

阿曾敏夫委員 だからそれを変造してまでね、こういう会議に出すということは公文書の偽造、変造じゃないけど、刑法に引っ掛かるわけよ。変造でしよ、これ、だって。ここには、だって登記官がこういう署名をしてまで証明しているんだからね。これはやはりね、農業委員会の会議の中で出す以上は500分の1の図面を出してもらう、縮尺、うちであてがってみたら合っていないからね。

議長 じゃ事務局。

事務局 阿曾委員のおっしゃることは十分理解させていただいております。あくまでもこの審議するときの参考資料としていただいで。原本は前もご説明したと思うんですけど、今うちの大野が見ているように、原本は確かにありますので。

染谷智一郎委員 それを言っているんじゃないでしょう。こういう会議の公式の場合、会議に出すものとしてこれはおかしいんじゃないかと言っているわけですよ。だからこれを普通に言えば正しいんだから、事務局間違っているから正規のものを出してほしいとあくまで言っているんじゃないの。

事務局 これをどうしてもA3サイズぐらいになっちゃうんですね、原本が。それでもよろしいですか、皆さん。これちょっと縮小させていただいて参考資料ということでこう小さくなるんですけども。

阿曾敏夫委員 議案1号の1番のやつだって、これA4で、じゃなくA3でしょう、来ているのは。これをA4に、だから縮尺しちゃったわけでしょう。500分の1をA4にした場合には、この縮尺が何百分の1になるんだからそれも書いてあればね、さほどに思わないけどさ、500分の1っていうと500分の1の縮尺をあてがって見たところ違うからね、変造したものを、こういう議案資料として出すということ自体が、事務局が、正規のこれは公式の、行政機関のところに出していいのかという問題があるからさ。

議長 はい、事務局。

事務局 阿曾委員、何度も申しますように、これ参考資料にさせていただきとうございます。それで。

阿曾敏夫委員 公図の写しじゃなくて参考資料と書けばいいんですよ。

事務局 はい、ええ。

阿曾敏夫委員 そうすればそのように解釈してね。

事務局 ええ。

阿曾敏夫委員 登記官の証明もある図面、構図の写しって書いてあるし、それで土地改

良区所在分って書いてあるしね、土地改良区の所在が 500 分の 1 なんですよ。

事務局 A 3 を A 4 に縮小しましたと書いておきましょうか。

阿曾敏夫委員 いや、それした場合、だって何百分の 1 になるとかって計算すれば出るでしょう。そんな計算やってみたら。

事務局 じゃそのようにしたいと思います。

阿曾敏夫委員 はい、はい。

事務局 はい。ご理解ください。

阿曾敏夫委員 縮尺あてて、自分であてがってみて合っていない、これ、違うじゃねえかと。公文書の変造になるよ。

議長 休憩したいと思います。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

そのほか質問、意見ありますか。

(なしの声)

それでは意見がないものと認めます。

これより議案第 1 号について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

議案第 2 号について、渡辺調査会長より調査結果について報告をお願いします。

渡辺陽一郎調査会長 議案第 2 号について報告いたします。議案書は 2 ページ、議案資料は 9 ページになります。

本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より農用地利用集積計画（案）の適否について判断を求められています。申請内容は、再設定 1 件です。申

請地は下沼田地先の田一筆、申請面積は1,972m²でございます。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgです。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よって、第2調査会では議案第2号については全員一致をもって決定すべきものと判断いたしました。

議長 それでは、これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(異議なし、なしの声)

意見がないものと認めます。

これより議案第2号について採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することにいたしました。

次に、議案第3号「農地法の許可を要しない土地の証明願いについて」を議題といたします。

議案第3号について、渡辺調査会長より調査結果について報告をお願いします。

渡辺陽一郎調査会長 議案第3号について報告いたします。議案書は3ページ、議案資料は10ページから15ページになります。

申請地は議案資料の14ページの航空写真を見て分かるようにと書いてありますが、分かるようにということなんですけども、ちょっと分かりにくいかと思えますけども、よく見ていただくと、ちょっと古いのをコピーしていますのでちょっと分かりにくいかと思えますけども、農地を宅地として利用されているとともに、建築年月日より20年以上経過していることを確認いたしました。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、第2調査会では全員一致をもって証明相当であると判断いたしました。

以上です。

議長 それではこれより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

はい、阿曾委員。

阿曾敏夫委員 この議案資料の12ページにはこれ、イスの250ですか250分の1ですか、何だか分からない。不鮮明な資料が添付されていてね、これも一つ、やはり事務局ね、議

案の資料として配付するときはこのものもちゃんとしてもらわないとね。これじゃ、だって判読できないよ。

議長 じゃ次長。事務局。

事務局 いつも謝ってばかりで申し訳ございません。許可申請、証明の申請を出された原本がもう古くなっちゃって、その活字がもうギリギリ読み取れないような状態で、やっとなコピーしたという状況なんですよ。

阿曾敏夫委員 読み取れないような議案資料をね、受け取ることもないでしょうよ。これだって、200分の1だか250分の1だか、この縮図のやつ。イコール。何分の幾つですか、これ。

(発言あり) 200分の1です。

議長 休憩に入ります。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

そのほか意見ありますか。

はい。はい、森さん、どうぞ。

森正昭委員 これは、今家たっているんですけども、法面ありますね、ひとつその申請でしようか。

森正昭委員 一つね。右のほうはちょっと違うと思うんだけど。この図のね、右のほうは平らだと思っただけ。こっち、こっちのほうがね。法面じゃなくて。そうすると、家を建てて周りだけです。周りだけ？ この辺だけ、これ全部が法になっている。

(発言あり) 法面じゃないんだ。

(話が交錯する)

森正昭委員 うん。これしかないですね。ああ、じゃ全部じゃないんだ。
道路いっぱいまで来ているってわけじゃないですか。

(発言あり) 道路いっぱい。

(発言あり) 宅地になっているぞ。

森正昭委員 あ、宅地になっているんだ。

(発言あり) うん。

渡辺陽一郎委員 もう建築の時に宅地化された。宅地になっている。

森正昭委員 うん。

渡辺陽一郎委員 そのほかのところが残っちゃったということなんで、その残したまま
に来ちゃったということなんで、ここで申請が出たということなんですけどね。

森正昭委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより議案第3号について採決します。証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第3号については原案どおり証明することにいたしました。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

調査会長、ご苦勞さまでした。自席へお戻りください。

それでは、報告事項については事務局より説明をお願いします。

事務局 それではご報告いたします。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、議案書4
ページから5ページの6件になります。転用目的は住宅が2件、農地改良が1件及び駐車

場が3件です。なお、整理番号2の農地改良につきましては、市街化区域の農地であるため周辺の宅地化の進展に伴って窪地状態になり、雨水を集めてしまうことから、転用届出を申請し、畑として活用するものです。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は議案書6ページから7ページの5件で、転用目的はすべて住宅になります。

以上、4条・5条の転用届出につきましては我孫子市農業委員会事務局処務規程第7条の規定に基づき、事務局長が専決し、会長後閲により全件受理し、通知書を交付いたしましたので報告させていただきます。

以上でございます。

議長 以上、報告第1号から第2号までを報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 報告第1号には農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分というかたちで、下記のとおり農地法の4条の規定による転用届書の申請については専決処分したので報告しますという、これは農地法4条の規定ということで書いてありますが、今度は第2号には農地法の1項の6号の規定による転用届出に対する専決処分について、下記のとおり農地法施行規則第50条の規定による転用届書の申請については専決処分したと。上に書いた農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分したというような表示でいいじゃないですか。施行規則まで書くのがこれ指導されているの。

議長 事務局、お答えください。

事務局 これですね、このコンピューターのセットされたもので、実際この50条ひいてみると間違いはないんですよ。

阿曾敏夫委員 いや、間違いはないけど、50条の上には施行令あるわけでしょう。

事務局 ええ。一応この施行規則の上が法律ですから。

阿曾敏夫委員 いや、法律じゃない。施行令あるでしょうよ。

事務局 施行令あります。

阿曾敏夫委員 施行令にもちゃんと何条だから出てくる問題あって、その上が農地法の5条の第1項第6号の。だからね、1号と同じようにね、こういう細かく書かなくてもいいじゃないかという。だって前にはそういうような報告が書かれていたというのは、ここに来てこういう細かく書いて、1号についてはあれだけど、今度は施行規則まで書いてあるからね、ここまで表示しなくたっていいじゃないかというのが私の。だって農地法5条の第1項の6号の規定によって専決処分したって、それでいいと思うんだけどね。

議長 はい、次長。

事務局 この内容につきましては4条・5条ですから、違っているのもちょっとおかしいと思いますので、その辺はちょっと精査して訂正させていただきたいと思います。

阿曾敏夫委員 はい。今度は統一してね、ちゃんとして。こういうふうに細かく書くのはいいけどさ、施行規則まで書く必要はないと思いますよ。

議長 それではそのほか何かございますか。

なければ委員さん方、何かご意見ありますか。発言ありましたら。

ないですか。

(なし)

それでは事務局は。はい、じゃあ事務局どうぞ。

事務局 研修関係が三つ入っていたと思います。それぞれ10月の17、ブロック別農業委員研修会、それから10月30日、農業委員会の視察研修、それから11月の2日の基盤強化促進大会の動員、それぞれ出欠確認をお願いいたします。書きましたら、帰り、こちらのほうに、事務局のほうにお出しいただきたいと思います。お願いします。

以上です。

議長 委員の皆様、大変お疲れさまでした。これをもちまして平成24年第9回の農業委員会を閉会いたします。